

柳泉園組合職員の懲戒処分について

下記の事案につきまして、関係職員の懲戒処分を行いました。

記

1 事案の概要

当該職員は、当組合監査委員の識見を有する監査委員について、令和2年11月28日までが任期であったところ、選任手続きを怠る事態となった。また、約24年前という過去の行為であるが、兼業の非違行為の事実を自ら申し出たことによる。

このことは、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）及び第38条（兼業の禁止）に抵触するため、懲戒処分とした。

2 処分日

令和3年4月13日（火）

3 被処分者及び処分内容

副参事 男性 50歳代 1ヶ月間給料月額額の100分の5を減給